

別表(第2条関係)

補 助 事 業 名	西播磨ブランド育成・創造支援事業(生産組織)
補助事業の目的	新たな農産物の導入を目指した生産組織等の取組みを支援することで、ブランド化を推進する
補助事業の対象となる者	集落営農組織、農業法人、生産者が組織する団体、その他県民局長が認めた者
補助事業の対象となる経費	新規栽培品目の試作作付け、加工試作品の検討に要する経費
補 助 率	定額
補 助 金 の 額	予算の範囲内の額で、1団体あたり300千円以内(ただし、千円未満の端数は切り捨てる)
適用除外する条項	第19条
そ の 他 の 事 項	西播磨ブランド育成・創造支援事業(生産組織)実施要領による

別に定める事項

関係条項	内 容
第3条 (交付申請)	(添付書類) 1 実施計画書(別紙様式) 2 事業実施主体の規約等 3 その他必要な資料 (指定期日) 別途通知する
第7条第1項 (補助事業の変更)	(軽微な経費配分の変更) 経費区分の相互間においていずれか低い額の30%以内の変更 (軽微な事業内容の変更) 補助の目的及び補助事業の効果に影響を及ぼさない範囲で補助事業細部の変更をする場合 (添付書類) 第3条に準ずる (指定期日) 別途通知する
第9条第1項 (遂行状況報告)	(報告事項等) 必要が生じた場合は、別途通知する
第11条 (実績報告)	(添付書類) 1 実績報告書(別紙様式) 2 その他必要な資料 (指定期日) 事業完了後1ヶ月以内、または令和7年3月31日のいずれか早い日
第19条第1項 (財産処分の制限)	(処分制限期間)